

西東京市立柳沢小学校 学校いじめ防止基本方針

令和 7 年 4 月

1 基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の心に長く、深い傷を残すものであり、決して見逃してはならない。いじめはどの学級にも起こり得ること、また、どの子供も被害者にも加害者にもなり得るという認識の下、日常的に未然防止に取り組む必要がある。いじめを把握した場合には、児童の尊厳を保持するために、速やかに解決するためのあらゆる方策を講じる。とりわけ、児童の尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として取り組みを講じる。

そのために西東京市いじめ防止対策推進基本方針をうけ策定した西東京市立柳沢小学校学校いじめ防止基本方針を学校組織全体で周知、徹底し「いじめを生まない、許さない学校づくり」「児童をいじめから守り通し、いじめ解決にむけた行動をすること」「教員の指導力と組織体制の向上」「保護者・地域住民・関係機関との連携」に取り組む。

2 未然防止のための取組

(1) 児童への取組

- ・いじめを起こさせない土壌を作るために、各教科・領域を通して、自他の尊重を繰り返し指導する。
- ・学級経営を充実させ、自尊感情を高めると共に、何でも言える学級の雰囲気を作る。
- ・異学年交流を通した他者を理解するための教育の推進。
- ・「タブレット 3 兄弟ルール」「SNS 柳沢小ルール」を基に情報リテラシーの育成を図る。

(2) 保護者・地域への取組

- ・道徳授業地区公開講座やセーフティ教室を活用した啓発活動を推進する。
- ・個人面談などを通じて、家庭との緊密な連携協力を進める。

(3) 関係機関との取組

- ・管理職の校内巡視、スクールカウンセラーや学年間での授業観察を定期的に密に行い、いじめの兆候を迅速に把握する。
- ・学校いじめ対策委員会を設置し、月 1 回の定例会議と、必要に応じ随時臨時会議を開く。
- ・学校いじめ対策外部委員会を学期 1 回実施し、関係機関と連携を図る。
- ・教育委員会、児童相談所、子ども家庭支援センター、主任児童委員、民生委員と情報の共有を図り、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとも連携しながら、児童のサインを見逃さないようにする。

3 早期発見のための取組

(1) 年 3 回のふれあい月間の取組、月 1 回の学校生活アンケートの実施

- ・ふれあいアンケートで記述のあったものや学校生活アンケートの記載に内容により、職員による聞き取りを行い、校内いじめ対策委員会で情報を共有する。

(2) 情報の交換を密に行う。

- ・毎週の生活指導夕会で、情報交換を密に行い、兆候としてあげられた情報があつた場合は、夕会終了後臨時的に校内いじめ対策委員会を開き、情報の分析と対応策を検討する。

(3) 保護者・地域・田無柳沢児童センターとの連携を強める。

- ・育成会など地域との連携を密に行い、学校外での子供の様子なども随時報告してもらうよう依頼する。

(4) 欠席児童への連絡

- ・3 日以上欠席が続いた場合には家庭に連絡をとり、児童の様子を把握する。

4 早期対応のための取組

(1) 初期対応の取組

- ・いじめの兆候が認められた場合は、速やかに校内いじめ対策委員会に報告する。臨時のいじめ対策委員会を当日開き、具体的に役割分担し、関係職員への支援を開始する。また、分担していじめをした可能性のある対象児童、その事案に関わりのある関係児童への聞き取り、保護者への連絡を行う。
- ・校内いじめ対策委員会でいじめと認定された事案については、速やかに市教育委員会への報告と関係機関と連携した対応を行う。

(2) 被害児童への支援

- ・いじめを知らせてくれた児童の思いを温かく受け止め、安全を確保する。
- ・校内いじめ対策委員会で体制を取り、学校全体で必ず守るという安心感をもたせ、落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・スクールカウンセラー、養護教諭等による心のケアを行う。
- ・保護者へ指導の経過を伝え、家や登下校時の見守りを依頼するとともに、校内いじめ対策委員会で必要と判断した場合には、保護者も交えて対策を考える。

(3) 加害児童への指導

- ・丁寧に聴き取りを行い、行為への振り返りをさせ、二度と繰り返さぬよう指導する。
- ・スクールカウンセラーによるカウンセリングを行い、いじめを行った背景に何があるかを理解するための教育相談を行う。
- ・指導の内容を保護者に伝え、二度と繰り返さぬよう、協力を依頼する。
- ・被害児童に対する謝罪のみで終わらせず、関係の修復を経て、周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すよう、教職員全体で支援していく。

5 重大事態への対処

(1) 早期対応によるいじめられた児童の安全確保

- ・いじめられた児童の安全、及び、落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・校内いじめ対策委員会で重大事態と認定された場合には教育委員会に速やかに報告し、関係機関と連携した対処を行う。

(2) 関係諸機関、および警察と連携した対応

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、及び、学校に派遣された関係機関職員や臨床心理士と連携しながら対処を行う。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察、及び、児童相談所と連携した対処を行う。

(3) 「西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会」の調査への協力

- ・重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施、または、市条例第11条に規定する「西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会」が行う調査に協力する。
- ・重大事案の調査結果についての、市条例第12条に規定する「西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会」が行う調査(再調査)に協力する。

6 組織的な対応の在り方

(1) 組織的な指導体制

- いじめ対策委員会を月に1回行い、気になる児童の情報を共有する。
- 委員会は、校長、副校長、生活指導主任、保健主任、特別支援コーディネーター、人権教育推進担当、スクールカウンセラー、当該学級担任・学年主任で構成する。
 - 休み時間など、校舎内外を巡回する教員の週番活動を徹底し、複層的な視点から、児童の変化を迅速に把握し未然防止と早期発見に努める。

(2) 相談体制

- 学校便り、学年便りにより相談体制について知らせ、いつでも利用できるようにする。
- 保護者との個人面談の際に、兆候はないか確認する。
- スクールカウンセラーによる3、5年生全員への個別面談を実施する。

7 研修体制

- 全ての教職員の共通理解を図るため、年度初めに、東京都、西東京市、柳沢小学校のいじめ防止のための取組の周知、未然防止、早期発見、適切な対応についての研修を行い、いじめ防止に対する意識や具体的な対応力を高める。
- 生活指導全体会を開き、気になる児童についての共通理解を図る。
- 毎週の生活指導夕会で、児童に対しての気づきを全体で共有しいじめに対する意識を高める。
- 毎月末にあったか先生の取組の振り返りを行い、教職員の人権感覚を常に磨く。